小野市告示第１２１号

公　示　送　達　書

下記の者にかかる次に掲げる書類を地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。 なおこれらの書類は小野市長が保管しており、受領権限を有する者が請求した時は、いつでも交付します。	令和８年６月２６日 小野市長　　蓬　莱　　務

送達を受けるべき者の住(居)所、氏名	送　達　す　る　書　類　名	備　　考
兵庫県小野市新部町 森本　勝規　相続人	令和８年度　固定資産税・都市計画税 納税通知書、課税明細書、納付書	現住居地不明

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。

備　考　　備考欄には公示送達する理由を記載する。

１．年月日は、公示をした日を記載するものとする。